

(3) 効果的な再発防止策に係る提案

《i 事務処理の理解に係る提案》

〔①職員に対する事務処理の明確化（手続の可視化）〕

職員向けの財務会計事務の手引書について、新たな専決調達事務処理等も盛り込み、年度内の策定に向け、改定作業を行っている。

〔②事業者への周知啓発〕

市ホームページのトップページにある「事業者向け情報 (<http://www.city.kobe.lg.jp/business/>)」内に「神戸市と物品購入等の取引のある業者等の皆様へ(重要なお知らせ)」と題するページを設け、財務会計事務処理に関する様々な情報の発信に努めている。

《ii 具体的な事務処理に係る提案》

〔①見積合わせのルール化〕

〔②請書受領に関するルール化及びその徹底〕

〔③納品検査方法の改善〕

現在、それぞれの項目に関して素案を作成し、それを関係課に示して意見を集約したところであり、これを踏まえ、具体化に向けた検討を行っている。

〔④備品台帳等の記載内容や備品以外の物品に関する管理ルールの明確化〕

物品管理の適正化・効率化を推進するため、財務会計システムのサブシステムとして備品管理システムを平成24年度に導入すべく検討を進めている。備品購入時の負担行為（発注書）入力と備品の受入事務を連携させることにより、従来の紙帳簿管理を廃止し、記入漏れや記入誤りを防止し、物品管理の適正化、効率化を徹底する。

〔⑤物品等以外の調達事務への新たな事務処理の適用〕

〔⑥事務処理の例外的処理〕

現在、関係課からの意見を集約し、項目ごとに検討を行っている。

《iii 予算執行に係る提案》

〔①予算編成システムの運用改善〕

平成23年度予算編成方針において、予算執行におけるコンプライアンスの徹底を周知するとともに、必要な物品等に関して適切な予算編成が行えるようにシステムを改善し既に実施している。また、平成24年度予算編成方針においても継続して実施していく。

〔②予算流用手続の簡素化〕

平成23年度から流用手続きの簡素化を図るとともに、所管局において説明責任を果たす観点から、節間流用について行財政局への合議を廃止した。

〔③予算節減のインセンティブを高める取組の推進〕

平成23年度から経費節減の取組みとして、次年度以降の予算に反映する制度である予算リサイクル制度について、よりインセンティブが働く制度に改善（活用額を経費節減額の1/2から全額に拡充）し、周知している。

〔④予算の計画的執行の仕組みづくり〕

財務会計システムに、取引事業者及び会計科目（節、細節別）ごとの予算執行額（1ヶ月）が前年度比で把握できる機能等を追加し、各局室区における予算執行管理の徹底を図っている。

《iv モニタリングに係る提案》

〔①モニタリング可能な帳票類への改善〕

平成24年度以降、物品購入等発注書を財務会計システム内に組み込むことを検討しており、発注から支払までの一連の手続きの可視化、発注情報の集約化や効果的なモニタリングが可能となる。

【②所管課による専決調達に対する牽制機能の強化】

財務会計システムに、取引事業者及び会計科目（節、細節別）ごとの予算執行額（1ヶ月）が前年度比で把握できる機能等を追加し、部長級職員が執行チェックできる帳票を出力できるようにするなど各局室区における予算執行管理の徹底を図っている。

また、事故の未然防止、事務事業の適正な執行を確保するためには、日頃からの点検も不可欠であることから、11月～12月にかけて各所属で実施する自主監査について、新たな事務処理を監査必須項目に指定し、所管課でのモニタリングを実施している。

【③抽出調査の実施】

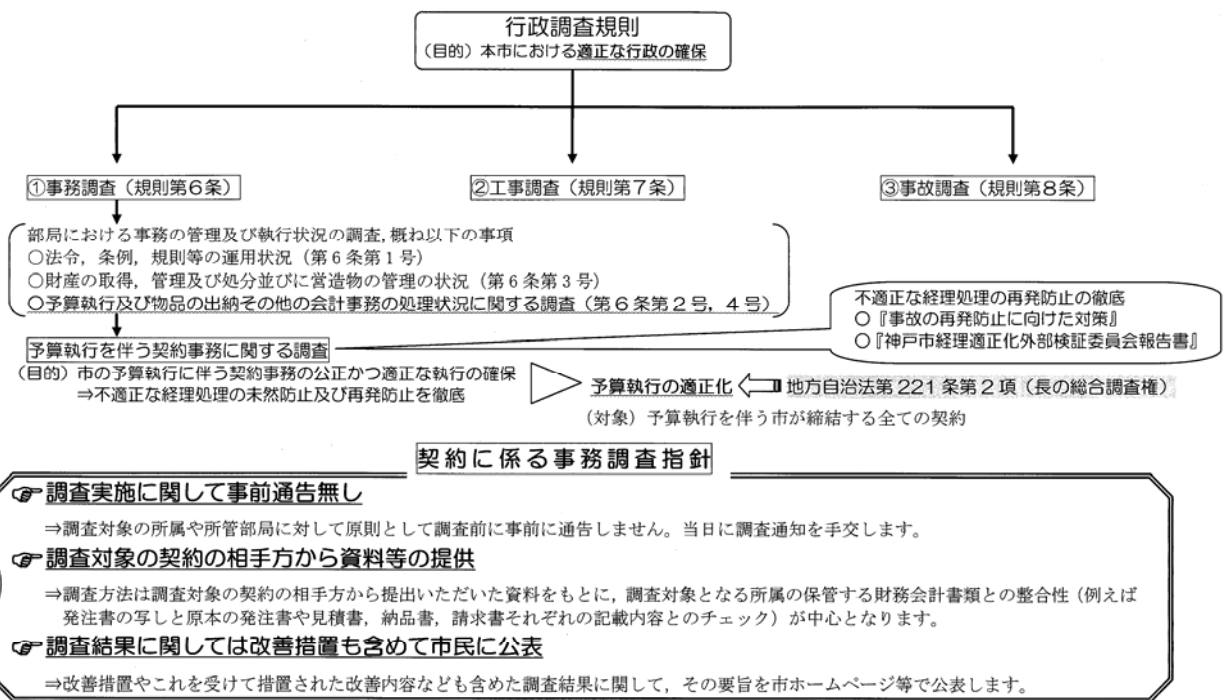
【④会計室と行財政局監察室との連携】

【⑤事業者の協力義務の明確化】

市の契約事務に係る財務会計事務処理に対するチェック機能の強化及びモニタリングを通じて不適正な経理処理の未然防止を徹底し、公金を財源とする市の契約事務、予算執行の適正化を図る仕組みとして、行財政局監察室が実施する行政調査の一環として新たに10月28日に「契約に係る事務調査指針」及び職員向けガイドラインを策定し、職員に対して周知した。

また、11月1日付けで会計室の関係職員を行財政局職員として兼務発令し、今後、会計室と行財政局監察室が連携し、年度内に調査を実施していく予定である。

契約に係る事務調査指針及びガイドラインの策定



《V 組織に係る提案》

【①一括調達システムの導入】

民間事業者が提供するインターネット購買システムについて、8月下旬以降、一部所属での試験運用を順次開始している。試験運用の状況も踏まえて課題の整理を行いながら、一括調達の手法を検討している。

【②物品等の専決調達も含め契約事務総括部署の設置】

平成24年度の職制改正における設置に向け検討中である。

【③新たな事務処理についての相談体制の確立】

随時、会計事務処理の一連の手続きの中で相談を受けるとともに、庁内イントラを活用し、財務会計事務に関する情報 (会計事務に関する改正、取扱いの変更等、さらには財務会計事務に関する研修資料等) 発信の充実を図っている。